

社会福祉法人清正会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清正会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。

	報 酬 (日額)
理事会出席報酬等	10,000円 (税抜)

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。

	報 酬 (日額)
評議員会出席報酬等	10,000円 (税抜)

(監事による監査業務報酬等)

第4条 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の監査の業務にあたったときは、次により報酬を支払うことができる。

	報 酬 (日額)
監査業務報酬等	10,000円 (税抜)

(物品による報酬等)

第5条 役員及び評議員に夏と冬の年2回、次により物品報酬等を支払うことができる。

	報 酬 (1回)
物品報酬等	5,000円～10,000円 (税抜)

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。